



# ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

消費者ネット広島  
第14回定時総会・消費者被害防止フォーラムを開催しました

No.31

2016. 7. 27

発行

6月25日(土)13時30分～16時30分、広島弁護士会館 2階会議室にて定時総会・消費者被害防止フォーラムを開催し、延べ56名の方が参加しました。

## ◆第14回定時総会



冒頭、吉富理事長による開会の挨拶の中で、以下のとおり、今回の消費者被害防止フォーラムを開催した趣旨について言及がありました。消費者被害は増え、手口も多様化している現状で、2016年度の方針として、高齢者を中心とした消費者被害撲滅のために消費者ネット広島として何ができるか検討してきた延長線上でこのフォーラムを実施した。2016年度は地域ネットワークを強め、広げることを目標にしている。本日のフォーラムをスタートラインとして、今年度中にもう一度、消費者ネット広島独自ではなく、共催で具体的な取組みを実施したいとの決意を述べました。

来賓として、広島弁護士会の為末会長より、昔、木村副理事長と悪徳リフォーム業者と統一協会の靈感商法に取組んだ話がされました。また、消費者ネット広島は適格消費者団体として、全国で5番目、中国四国で最初に認定されており、今後も動く組織として本気で活動してほしいとの激励がされました。

続いて議事に入りました。宗山隆幸事務局長が、2015年度事業報告ならびに活動決算(第1号議案)、2016年度事業計画ならびに活動予算(第2号議案)について提案説明し、廣島敦隆監事より監査報告がされ、いずれも賛成多数で承認されました。

続いて、木村豊副理事長より、定款変更(第3号議案)について、特定適格消費者団体認定に伴う変更であると提案説明し、賛成多数で承認されました。

吉富啓一郎理事長より役員補充選任(第4号議案)について、上田正之理事辞任により、任期途中であるが、新谷恭規氏を理事候補として提案し、賛成多数で承認されました。



## 消費者被害防止フォーラム

「本気で作ろう！消費者被害防止ネットワーク」～真の消費者被害防止に向けて～

消費者ネット広島の理事、山本一志、三好禎子がコーディネーターとして、「消費者被害防止ネットワーク」について、各団体の代表者、会場の参加者とディスカッションを行いました。

### ◆取組報告

高齢者の消費者被害の早期発見と防止のためには、地域のネットワークによる「見守り」と「消費者教育」が必要です。ネットワークの構築について、4団体から取組報告をしていただきました。

#### ① 広島県の目指す消費者行政について

今井 洋 氏（広島県 環境県民局 消費生活課 課長）

#### ② 広島県社会福祉協議会のネットワーク構築の取組みについて

上田 正之 氏（広島県社会福祉協議会 前事業部長）

#### ③ 大崎上島町の高齢者等見守りネットワーク構築の経過と現状

波多野 学 氏（大崎上島町 社会福祉協議会）

#### ④ 「広島県消費者被害防止ネットワーク」の今後について

岡村 信秀 氏（消費者ネット広島 副理事長）

### ◆パネルディスカッション



『消費者被害防止「ネットワーク」の必要性について』『「ネットワーク」をどのように構築するか』『今後の具体的な取組みをどうするか』について、会場と双方向で理解や議論を深め問題意識を共有しました。議論が交わされた内容は以下のとおりです。

顔の見えるネットワークづくりが必要。ネットワークは、住民が主体となり、支えられるだけでなく、支え合う関係づくりにすることが大切。そのためには地域のリーダーが必要。物にお金をかけるのではなく、人を育てることにお金をかけてもらいたい。

既存のネットワークをいかに活かしていくか。連携する団体それぞれの強みと弱みを掛け合わせて補完しあうことにより、安心安全の網の目を幾重にもし、漏れていく人を減らすことができる。

行政の役割は、現場の状況を把握し、やりやすい状況をつくり、その方々をつなぎあわせていくことであり、また、人づくりに貢献し、しくみ作りを行うことである。

### 民法改正シリーズ②

民法が変わる？どこがどう変わる？～「なぜ？」と「どうなる？」～

弁護士 山本一志

「民法改正」が現実のものとなってきている。と、言われているが、現時点で、国会では審議にかけられずに、持ち越されたままになっている。

そもそも「なぜ」民法が改正されるのか？

明治にできた法律だから古い、時代に合わなくなった。わかりにくかった条文をわかりやすく表現する必要がある。実際の解決で使えるようにする、といったことが今回の改正の理由として言われている。

民法に限らず、法律というものは、今の時代に合った、わかりやすく、使えるものにすべきであること、それ自体はもっともなことであり、それを否定する人はいない。

しかし、「民法」に関して、そのような「立法理由」を導き出す「立法事実」が存在するのかどうかという点、改正の「声」が市民の側から沸き上がったものかどうか、については疑問視する意見もある。

そうは言っても「法制審議会」が数年間かけて審議した末に「改正案」が策定され、国会に立法提案がいつなされてもいい段階にきている現状では、改正経緯はともかく、今回の改正がそのような「立法理由」に沿うものとなっているかどうかを確認していくことが肝要であろう。

とりわけ消費者保護に資するかどうかという観点から改正ポイントを眺めていった場合、まずは以下の点をとりあげるべきと思われる。

第一に「意思無能力」の規定が新しく定められた点である。現行民法では、意思能力についての規定はない。そこで、判断力が著しく低下した人の契約については、判例上、意思能力は契約（法律行為）の有効要件として、契約当事者に応じて個別ケースごとにその効力が判断されてきた。改正では、この点を明文で明らかにして、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」（第3条の2）と定めた。

現状では、意思能力についての規定はないが、高齢者の判断力低下に乗じた悪質商法被害において、意思能力を問題として契約の効力を争うケースが増えてきている。相変わらず、訪問、電話勧誘によって不要不急な契約を結ばせたり、「オレオレ詐欺」「振り込め詐欺」などの特殊詐欺もあとを絶たない現状で、意思能力を欠いた法律行為が無効という民事ルールを明確に定める意義は少なからずある。

当法人で取り組む「広島県消費者被害防止ネットワーク」での消費者被害予防活動においても、「意思無能力」者の契約（取引）が「無効」であることが明確に定められることにより、被害防止活動にも明確な指針が与えられることになるのではと思う次第である。（続く）

## 「大人は何歳から？」

理事 宮永文雄

勤務先の大学で、今年度1年生向けのゼミナールを担当しています。専門の法学を学ぶ3年生以上のゼミとは異なり、一年生には、練習がてら、時事問題をテーマに取り上げて発表してもらい、みんなで議論することになっています。

テーマの一つが、成人年齢についてでした。今年から選挙権年齢が18歳に引き下げられ、国政選挙では先日の参院選から適用されました。これを機に大学内にも期日前投票所が設けられ、不在者投票も含めると多くの学生・教職員が利用したと聞いています。

大学1年生はまさに18歳選挙権の第1期生。選挙権年齢をどう考えるか意見を聞いてみると、大方の学生は18歳への引き下げに賛成でした。諸外国をみても、選挙権年齢を18歳としている国が圧倒的に多く、違和感はないのでしょうか。ただ、問題は選挙権年齢にとどまりません。酒やたばこは何歳から許容するのか、少年法の適用年齢はどうするのか、そして民法の成人年齢は現状のままでいいのか、など多くの論点に波及します。各論になると学生の意見も分かれました。

多くの大学生が18歳で親元を離れて一人暮らしを始めます。悪徳商法がここぞとばかりに狙いを定めていて、大学の教職員も神経をとがらせているところです。現在の民法の規定は原則として20歳未満を未成年者としているために、大学1年生が自ら結んだ契約は、法定代理人の同意を得ないで未成年者が締結した契約の取消しという方法をとることができます。民法の成人年齢の引き下げは、この有力な対抗策が使えなくなることを意味するので、個人的には慎重になるところです。他方で、若いうちから自立した大人として扱うことが成長を促すという面もありますし、消費者保護は、年齢に関係なく総合的に推進すべきで、それは未成年者保護に限定すべきではないという考えも、当然あり得ます。

成人年齢の問題はこれからも様々な場面で議論が続くでしょう。みなさんはどうお考えでしょうか？

## 「平成 28 年度広島市消費者月間事業」に参加しました



5月28日(土)、広島市消費者月間事業が開催され、消費者ネット広島は、広島市と共催で消費生活弁護士相談会及び消費者のひろばへ展示ブースとして参加しました。

消費生活弁護士相談会では、6人の弁護士にご協力いただき、来所相談3件、電話相談5件、計8件の様々な相談が寄せられました。

消費者のひろばの展示ブースでは、適格消費者団体の活動を紹介する、パネルの展示を行ないました。

また、「見守りねっと」メルマガ登録の推進活動を行ないました。

### ◎登録内容の変更。退会について◎

すでに会員登録されている皆様で、住所の変更や会員の種類(正会員または賛助会員)の変更、および退会については、下記の事務所までご連絡下さい。

### 情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週火曜日と木曜日の14時から16時**については、**弁護士・司法書士等の専門相談員による電話受付**を行っています。

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

**皆様からの情報提供をお待ちしております。**



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャベリひろば」にお気軽に、お越しください。



(みはる&まもろう)

内閣総理大臣認定  
適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室  
TEL:082-962-6181 FAX:082-962-6182  
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>